

## 西南学院ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進委員会規程

2023年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、教育、保育、研究及び管理運営のそれぞれの分野において、西南学院（以下「学院」という。）の学生、生徒、児童、園児及び教職員一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮できる組織及び風土を構築するために、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（以下「DE&I」という。）を推進するための組織及び運営に関する事項を定め、もってその職務の円滑な遂行を確保することを目的とする。

(西南学院ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進委員会の設置)

第2条 学院におけるDE&I推進について検討及び実施する機関として「西南学院ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 宣言に関する事項
- (2) 基本方針に関する事項
- (3) 推進方策の企画、立案及び実施に関する事項
- (4) 現状分析、評価及び改善に関する事項
- (5) その他DE&Iの推進に必要な事項

3 委員会は、学院のDE&I推進方策を企画及び立案し、協議結果を理事会に報告及び提案する。

4 委員会は、学院に所属する各学校、園及び保育所が行うDE&I推進に関する取組を統括するとともに、各学校、園及び保育所からの相談及び報告を受け、学院のDE&I推進体制を協議する。

5 委員会は、各学校、園及び保育所へ課題及び推進事業への対応を指示する。この場合において、委員会は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 院長
- (2) 学院が設置する各学校、園及び保育所の長
- (3) 事務局長
- (4) 総務部長
- (5) 総合企画部長
- (6) その他委員長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、院長がこれに当たる。

3 委員会は、必要に応じて、委員会の構成員以外の者の出席を求め、広く意見を聴くもの

とする。

(委員会の招集及び議長)

第4条 委員会は、委員長がこれを招集して、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、互選によって議長を定める。

(委員会の招集の通知)

第5条 委員会を招集するには、会の当日から少なくとも3日前に、会の日時、場所及び議題を示して通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(委員会の定足数及び議決数)

第6条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会に出席できない者は、委任状を提出することができる。

4 委任状は、出席者数に算入することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、当該役職の在任期間とする。ただし、第3条第1項第6号に定める委員の任期は、委員長が必要と認めた期間とし、再任を妨げない。

(ワーキングチームの設置)

第8条 委員会は、効率的かつ実質的な推進活動を展開するため、委員会の下部組織として、必要に応じて、ワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームは、委員会の方針に基づき具体的施策を検討及び実施する。

3 ワーキングチームは、委員会の構成員を含む学院の教職員及び外部の有識者をもって構成され、その構成員は必要に応じて変わる。

4 学院の各部署は、委員会の求めに応じワーキングチームへ担当者を派遣するものとする。

(所管部署)

第9条 この規程に関する事務は、総合企画部企画課の所管とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び常任理事会の議を経て、理事会が行う。

## 附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。